

指定介護予防支援事業所への実地指導について

1 概要

介護予防支援事業とは、要支援 1 又は要支援 2 と判定された方に対して、要介護状態へ移行することを予防する観点から、ケアマネジメントを行うものです。

この事業は、指定介護予防支援事業所（地域包括支援センター）が、介護予防サービス計画作成業務を自ら行ったり、居宅介護支援事業所に委託したりするなど、関係機関と協力しながら実施しています。

この事業を実施する市内 13 か所の包括センターに対して、適切な運営やより良いサービスを提供できる事業者の育成・支援を念頭において、介護保険制度に関する周知や理解、サービスの質の確保と向上及び不適切な介護報酬請求の防止を目的として、介護保険法 23 条及び平塚市指定介護予防支援事業者等指導要綱に基づき事業者の所在地において関係書類をもとに、実施指導を行っています。

2 指導実績

令和元年度は 2 事業所を対象に実地指導を実施しました。

実施日	令和元年 10 月 29 日（火）	令和元年 10 月 30 日（水）
実施時間	13:30 から 15:30 まで	13:30 から 15:30 まで
対象包括支援センター	とよだ	ふじみ
指導結果	文書による改善を求める事項なし (実地指導の際に口頭で指摘した事項あり)	

具体的な指導ポイント

- ・ 運営規程・重要事項説明書の概要が見やすい所に掲示がされているか。
- ・ ファイル等の個人情報がか鍵のかかる所に保管されているか。
- ・ 個人情報保護のためシュレッターが用意されているか。
- ・ 相談室が個人情報を守られる個室になっているか。
- ・ 日付、記名等が契約書や同意書、重要事項説明書等でされているか。
- ・ 委託の把握方法等の確認。
- ・ モニタリングが 1 ヶ月に 1 回記録に残されているか。
- ・ 苦情や事故の対応について、マニュアルや記録を見せてもらう。
- ・ 主治医との連携が取れているか。

口頭で指導した事項

- ・苦情、事故の記録が一件もないことについて、「ヒヤリ・ハッと」など、小さなことでも記録しておくこと。
- ・料金表に関して、間違っているものがあつたため、訂正すること。
- ・サービス利用票で確認年月日の記入漏れのあるものがあつたので記入すること。
- ・主治医との連携で、利用者が訪問看護・通所リハ等の医療サービスを希望している場合、利用者の同意を得て主治医の意見を求め、記録しておくこと。
- ・委託を行ったケースについても、状況確認の上、記録を残しておくこと。
- ・重要事項説明書等の書類は、クリアファイルに入った状態でラックにあつたので、壁に掲示すること。

以 上